

竹原市景観審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹原市景観条例（令和4年竹原市条例第1号）第16条の規定に基づき、竹原市景観審議会の組織、委員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 景観計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく勧告に関すること。
- (3) 特定届出対象行為に係る変更命令に関すること。
- (4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定又は解除に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が良好な景観の形成の実現のために必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又は代表者の推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、公開しないことができる。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他の必要な措置を講ずることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。